

## 二 財政政策

### 領國貨幣の統一

嘉永六年（一八五三）に至り、国札以外の「分散札」、すなわち私札の通用が禁止された（以下、前掲「小倉藩の貨幣事情（藩札と私札）」を参照）。また、安政二年（一八五五）八月晦日に「達し」が出され、私札の引き替えは九月限りとされ、その後の通用が禁止された。この時期飴屋は藩に銀三〇〇貫目の貸し付けを行っていたので、私札引き替えの準備の都合などを理由に、引き替え期限の延期を願い出たが、聞き入れられなかつた。私札通用の禁止命令が、当職（勝手方引受家老）の島村志津摩によつてなされていたので郡代の力が及ばなかつたのであろう。

そこで各札元ともに、私札の引き替えを励行し、安政二年十月に新屋札は通用額八〇貫目の内七八貫七七六匁余を回収して切り捨てた。飴屋は、実に三五〇貫目の通用額にのぼつていたので、十月十八日までかかつた。回収額は三四七貫三八七匁余で、残額は二貫六一二匁余であつた。これも切断されたという。

万屋の場合は、同年十一月に上毛郡友枝手永大庄屋角之助のもとに預けられた。こうして藩札のみの通用が図られた。

### 献金・御用借

嘉永七年（一八五四、十一月二十七日安政と改元）十月、「当夏の御用借」という形で、先納金を命じた。翌安政二年にも同じく先納金と「江戸表大地震」についての献金を命じた。この献金を、頻繁に農民・町人に出金させ、特に富裕な大庄屋層や在町の豪商に依存する体制が続いている。

新たな事態であるペリーの来航は嘉永六年（一八五三）六月三日のことであつた。この知らせは、長井手永大庄屋文書には同月二十三日に出てくる。しかし、もっぱらの関心事は早魃かんばつにあつて、「郡中の者ども、勝手次第に参詣をして降雨祈願」をするように触れ出されている始末で、七月一日には長井手永では一〇二町七反余が「無水田」となり、五カ所の池には水が無かつた。七月末には二三二五町余に被害は拡大し、池は八カ所となつた（前掲「長井手永大庄屋日記」）。

こうした中で九月二十六日、先に申し付けられた、江戸城西の丸の「御用金」が用捨された（前掲「長井手永大庄屋日記」　九月二十六日の条）。

「当夏浦賀表え異国船渡來（中略）この度の御備え立て武器の不足が急に生じ、多くの入用があつたので」掛け米を実施することにした（同前掲文書）。

また、幕府より異国船警備を命じられた。そのための献金の要請（「長井手永大庄屋日記」嘉永六年十一月二十 四日の条）によると、

元永手永の格式受給者は

稻童村庄屋城戸悦次郎・蓑嶋村小嶋庄屋中原吉右衛門（翌安政元年大庄屋格）・羽林木村庄屋岡田伴三郎（二代格式子供役）、稻童村城戸徳三郎・蓑嶋村川口庄屋磯邊源右衛門・同村大嶋中村文右衛門（二代子供役格）、元永村庄屋陣山繁藏・元永村長井庄屋陣山興左衛門・竹田村庄屋山田七郎右衛門・蓑嶋村大嶋庄屋磯邊彦左衛門・金屋村福田仁右衛門（二代苗字構柱御免）

国作手永の格式受給者は

大橋村森昇右衛門（翌二年七月 一代大庄屋格）、飯埜伴右衛門（二代格式子供役）、柏木勘七（追々被仰付）、

森保藏（二代子供役格）、上坂村庄屋野村弥左衛門・惣社村庄屋村田吉助（二代苗字御免）、大橋村菊池保平

（二代苗字脇指御免）、同村の古賀傳七・中原傳六・古賀嘉七（二代苗字御免）

長井手永の格式受給者は

古川村庄屋白石時助・大熊村高田興右衛門（二代格式子供役）、山鹿村玉置伴助・崎山村林平作（二代子供役格）、同村林紋次郎・柳瀬村田中庄兵衛・續命院村岡崎藤七（二代苗字御免）

節丸手永の格式受給者は

木井馬場村藤河祐左衛門・帆柱村庄屋長沼村平（二代格式子供役）、横瀬村加久好平（二代子供役格）、横瀬村宮原市左衛門・上原村和田半兵衛（二代苗字御免）

平島手永の格式受給者は

彦徳村緒方治右衛門・今井村庄屋吉武伴七（二代苗字御免）

以上であつた。

また、僕約令も出された。これは嘉永七年四月のもので手代役の御免、同六月には検見定役・郡方吟味役などの人員を廃止することで経費の節減を図つてゐる。

**藩債の整理** このような從来からとられた方法だけではなく、積極的な財政政策と国産政策が推進された。

国産政策は後述するとして、財政政策としては、大がかりな藩債の整理がなされた。この時点での藩の藩債の全容は把握できないが、「元豊津県財政二関スル書類」（九州大学九州文化史研究施設蔵）か

ら次のことがわかる。江戸の伏見屋庄兵衛に天明年間よりの借金一七五五両、大坂の商人たち（平野屋五兵衛ら）に文政十三年以降滞っている借銀一二〇貫目がある。また、当時支払い中の借金もあった（元金合計およそ一万五四五七両で、一〇〇～三〇年賦、最高額の債権者は三村清右衛門）。これら以外の上方の借銀、すなわち大坂の銀主への借銀一万九六一九貫余を安政元年（一八五四）より一ヵ年七八貫余の支払いと、京の銀主への借銀一一三一貫余りのものを同じく一ヵ年四貫余の支払いと、一二五〇年賦にすることで話をつけている。この銀主には平野屋（高木）五兵衛をはじめ松屋・加嶋屋・大庭屋・高池・天王寺屋・天野屋などであった。

また江戸商人に対する借銀整理も行った。そして、領外の借銀整理とともに、領内の借銀の整理も行った。天保九年（一八三八）十一年（一八四〇）の御用借金に対して、元金据え置き年三朱の利子を支払つてきていたが、この安政元年より、一二五〇年賦にすることを御用借金を差し出した者へ通達した。これらは事実上の借金踏み倒しであった。そして、後述するように、国産政策を通じて今度は日田の御用達の千原家との関係を深めていくのである。

### 三 国産政策

#### 嘉永の国産政策

天保期の国産政策は藩札の下落のみならず、農民側の抵抗もあって国産会所を数回改廢を繰り返し、絶えず農民的商品生産・流通の成果を吸収しようと試みたが、結局うまくいかなかつた。